

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県アルコール健康障害対策推進計画(第2期) (案)
意見募集期間 : 令和6年2月8日~令和6年3月1日
意見等の提出件数 : 3 件(1人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
アルコール性肝疾患	・アルコール性肝疾患は、鶏肝を食べればよい。	1	[その他] アルコール性肝疾患については、適正飲酒の啓発や特定健診等の取り組みを通じて、発症予防、早期発見に努めます。
20歳未満の飲酒について	・20歳未満とあるが、外国のように18歳から飲めるようにすればよい(一合限り)。 ・あまり遅く飲酒をするといと飲みだめするし、宴会での一気なども懸念される。	1 1	[対応困難] 飲酒できる年齢については、法律(二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律)において定められていることから、引き続き、20歳未満の飲酒を防止する取り組みを進めます。 [具体の施策の参考とします] 宴会での一気飲みなど、不適切な飲酒については、啓発を行うなかで配慮していきます。